

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策 (国内全土における外出制限措置)

2020年11月13日
在ギリシャ日本国大使館

11月12日、ギリシャでは新型コロナウイルスの新規感染者数が3,316人、新規死亡者数が50人にのぼり、いずれも過去最多と深刻な状況となっています。感染拡大を受け、ギリシャ政府は国内全土における外出制限措置を課しており、同制限措置については11月4日に領事メールでお知らせさせていただいたところです。罰則も強化されており、違反者には、個人の場合300ユーロが課せられます。

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100113269.pdf>

なお、本日13日から、夜間(21時から翌朝5時までの間)外出禁止の条件が厳しくなっており、以下の必要不可欠な理由以外、外出は認められないということですので、ご注意ください。

【夜間外出が可能な理由】

- 通勤、及び仕事上の移動(雇用主による証明書が必要)
- 健康上の理由による移動(医師、病院、薬局に予約を取った上で、SMSや書面による申告が必要)
- 1人でペットの散歩をする場合(SMSや書面による申告が必要)

※ 以前の政府発表では1人で運動することも認められるとのことでしたが、本日からの夜間外出禁止に関する官報には記載がないため、禁止されたものと思われます。

また、11月7日(土)から30日(月)までの間、食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋、魚屋等)の営業時間が20:30までに規制されます。なお、土曜日については、従前どおり20:00までとなります。

市民保護省は11月13日以降、テレワーク実施状況に関する監査を強化するとしており、「各企業・団体は常に、出勤必須の従業員、そしてテレワーク勤務をしている従業員の稼働状況が記載された書類を常時準備しておくことが義務づけられる」と発表していますが、現在まで、その詳細は発表されていません。

当地のみならず欧州全体で感染拡大が急速に進み、深刻な事態となっています。皆様方におかれましては、引き続き可能な限り人混みを避けるとともに、周囲との距離を十分に保ち、確実な手洗い・うがい・マスクの適切な着用等により、感染防止に努めてください。

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp